



火災にあわれた方へ

このたびの災難につきましては、心からお見舞い申し上げます。

火災によって被害にあわれた場合には、主に次のような制度があります。

(※内線番号記載の部署はすべて 52-1111 (代表) へおかけください)

- 災証明書の発行 衣浦東部広域連合高浜消防署 TEL: 52-1190
- 災害見舞金・毛布等の支給 地域福祉グループ TEL: 52-9871
(住居、家財が被災した場合)
- 市営住宅への一時入居及び使用料の免除 都市計画グループ TEL: 内線 265
- ごみ処理の相談 経済環境グループ TEL: 内線 263
- 市県民税の減免・雑損控除 税務グループ TEL: 内線 247
- 固定資産税の減免 税務グループ TEL: 内線 244
- 所得税の減免・雑損控除 刈谷税務署 TEL: 21-6211
- 障害福祉サービスの利用者負担の減免 介護障がいグループ TEL: 52-9871
- 自立支援医療の自己負担額の軽減 介護障がいグループ TEL: 52-9871
- 心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 介護障がいグループ TEL: 52-9871
- 特別児童扶養手当の災害特例 介護障がいグループ TEL: 52-9871
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の災害特例 介護障がいグループ TEL: 52-9871
- 介護保険料の減免 介護障がいグループ TEL: 内線 8017
- 介護保険利用者負担額の減免 介護障がいグループ TEL: 内線 8017
- 国民健康保険税の減免 市民窓口グループ TEL: 内線 261
- 国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免 市民窓口グループ TEL: 内線 261
- 国民年金保険料の免除 市民窓口グループ TEL: 内線 216
- 後期高齢者医療保険料の減免 市民窓口グループ TEL: 内線 227
- 後期高齢者医療一部負担金の免除 市民窓口グループ TEL: 内線 227

※被害の程度等により、ご利用いただけない場合があります。

詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。